

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 後	改 正 前
<p><b>【省略用語例】</b> このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる令等を示すものである。 法 …… 金融商品取引法（昭和23年法律第25号） 令 …… 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号） 定義府令 …… 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号） 開示府令 …… 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号） 財務諸表等規則 …… 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号） 連結財務諸表規則 …… 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号） <u>四半期財務諸表等規則 …… 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）</u> <u>四半期連結財務諸表規則 …… 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）</u></p> <p>A 共通事項 （略）</p> <p>B 基本ガイドライン</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記）</u> 5-21-2 開示府令第二号様式記載上の注意(66) c及びdの規定による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66) cの(a)から(g)までに掲げる項目及びdに規定するcの(d)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74) d及びeの規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74) dの(a)から(g)までに掲げる項目及びeに規定するdの(d)に掲げ</p>	<p><b>【省略用語例】</b> このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる令等を示すものである。 法 …… 金融商品取引法（昭和23年法律第25号） 令 …… 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号） 定義府令 …… 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号） 開示府令 …… 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号） 財務諸表等規則 …… 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号） 連結財務諸表規則 …… 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号） （新設） （新設）</p> <p>A 共通事項 （略）</p> <p>B 基本ガイドライン</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p><u>（財務諸表等について監査証明を受けている旨の記載）</u> 5-20 財務諸表等の表示方法が財務諸表等規則等の改正に伴って変更された場合には、有価証券届出書の「経理の状況」の最初の部分に、それぞれの財務諸表等が当該改正前又は改正後の財務諸表等規則等に基づいて作成されている旨を明らかにするものとする。</p> <p>（新設）</p>

る項目（以下5-21-2において「四半期情報項目」という。）の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第2条第44号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第39号に規定する遡及適用又は四半期連結財務諸表規則第2条第45号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第40号に規定する修正再表示を行った場合には、その旨を注記しなければならない。

#### 法第23条の3（発行登録書の提出）関係

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

23の3-2 5-3から5-11、5-14、5-22-2、5-23、5-23-2、5-25-2、5-26から5-32まで及び5-42は、発行登録書に関する取扱いについて準用する。

#### 法第23条の8（発行登録追補書類の提出）関係

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

23の8-2 4-13から4-20まで、5-3から5-7-5、5-8-3、5-9から5-11、5-14、5-22-2、5-23、5-23-2、5-25-2、5-31及び5-32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

#### 法第24条の4の7（四半期報告書の提出）関係

24の4の7-3 その事業年度が3月を超える会社の発行する有価証券（令第4条の2の10第1項各号に掲げる有価証券に限る。24の4の7-5、24の5-4及び24の5-5において同じ。）が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める四半期報告書の提出を要することに留意する。

- ① その該当することとなった日が事業年度開始の日から3月以内の日であるとき 当該事業年度の最初の四半期会計期間（以下「第1四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書
- ② その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるとき（①に掲げる場合に該当するときを除く。）第1四半期会計期間の翌四半期会計期間（③、24の5-4及び24の5-5において「第2四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書
- ③ （略）

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2及び5-42は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

#### 法第23条の3（発行登録書の提出）関係

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

23の3-2 5-3から5-11、5-14、5-23、5-23-2、5-25-2、5-26から5-32まで及び5-42は、発行登録書に関する取扱いについて準用する。

#### 法第23条の8（発行登録追補書類の提出）関係

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

23の8-2 4-13から4-20まで、5-3から5-7-5、5-8-3、5-9から5-11、5-14、5-23、5-23-2、5-25-2、5-31及び5-32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

#### 法第24条の4の7（四半期報告書の提出）関係

24の4の7-3 その事業年度が3月を超える会社の発行する有価証券（令第4条の2の10第1項各号に掲げる有価証券に限る。24の4の7-5、24の5-4及び24の5-5において同じ。）が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める四半期報告書の提出を要することに留意する。

- ① その該当することとなった日が事業年度開始の日から3月以内の日であるとき 当該事業年度の最初の四半期会計期間（②及び24-7-4において「第1四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書
- ② その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるとき（①に掲げる場合に該当するときを除く。）第1四半期会計期間の翌四半期会計期間（③、24の5-4及び24の5-5において「第2四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書
- ③ （略）

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16から5-21、5-23、5-23-2及び5-42は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

(様式上の記載項目)  
24の4の7-8 開示府令第四号の三様式記載上の注意(16)のaの規定により「議決権の状況」を記載する場合には、各四半期会計期間の末日現在の状況を記載することができない場合には、各四半期会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

24の4の7-9 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間(第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。24の4の7-10において同じ。)に係る四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期キャッシュ・フロー計算書)を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

24の4の7-10 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第64条第3項若しくは第4項又は第83条の2第3項の規定により作成した四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第56条第3項又は第4項の規定により作成した四半期会計期間に係る四半期損益計算書)を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

法第24条の5(半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出)関係

(特定子会社)

24の5-17 開示府令第19条第10項第1号に規定する「百分の十」の計算は、当該子会社の有価証券報告書提出会社に対する売上高が当該提出会社の仕入高の総額のうちに占める割合又は当該子会社の当該提出会社からの仕入高が当該提出会社の売上高の総額のうちに占める割合によることに留意する。

C 個別ガイドライン

I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン

1 開示府令第二号様式記載上の注意(33)a、第四号の三様式記載上の注意(7)a及び第五号様式記載上の注意(11-2)aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。

(1)~(11) (略)

(様式上の記載項目)  
24の4の7-8 開示府令第四号の三様式記載上の注意(16)のaの規定により「議決権の状況」を記載する場合には、各四半期会計期間の末日現在の状況を記載することができない場合には、各四半期会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

(新設)

(新設)

法第24条の5(半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出)関係

(特定子会社)

24の5-17 開示府令第19条第8項第1号に規定する「百分の十」の計算は、当該子会社の有価証券報告書提出会社に対する売上高が当該提出会社の仕入高の総額のうちに占める割合又は当該子会社の当該提出会社からの仕入高が当該提出会社の売上高の総額のうちに占める割合によることに留意する。

C 個別ガイドライン

I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン

1 開示府令第二号様式記載上の注意(33)a、第四号の三様式記載上の注意(9-2)a及び第五号様式記載上の注意(11-2)aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。

(1)~(11) (略)

2 開示府令第二号様式記載上の注意(33) b、第四号の三様式記載上の注意(7) b及び第五号様式記載上の注意(11-2) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。

このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。

(1)~(20) (略)

## II 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン

開示府令第二号様式記載上の注意(36) b、第四号の三様式記載上の注意(9) b及び第五号様式記載上の注意(13-2) bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。

(1)~(4) (略)

2 開示府令第二号様式記載上の注意(33) b、第四号の三様式記載上の注意(9-2) b及び第五号様式記載上の注意(11-2) bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。

このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。

(1)~(20) (略)

## II 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン

開示府令第二号様式記載上の注意(36) b、第四号の三様式記載上の注意(11) b及び第五号様式記載上の注意(13-2) bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。

(1)~(4) (略)